

平成28年(ワ)第758号等 大垣警察市民監視国家賠償請求事件

原告;三輪唯夫外3名

被告;岐阜県、国

承認拒絶に対する意見書

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

2021年4月7日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士	山田秀樹	
同	笹田参三	
同	小林明人	代
同	井上卓也	代
同	山本妙	
同	岡本浩明	代
同	見田村勇磨	代
同	安藤博	代
同	樽井直樹	代
同	原秀一	代
同	清水勉	代
同	武藤糾明	代

記

1 はじめに

頭書事件について、証人阪上壽秋、同横山裕之、同三輪優の証人尋問の実施に当たって、御庁が行った民訴法191条1項の承認請求に対して、監督官庁である岐阜県警察本部長はその尋問事項のほとんどの承認を拒絶した。しかし、これは不当であるので、上記3名を証人として採用のうえ、尋問事項についての証人尋問を実施していただけるように意見を述べる。

2 「職務上の秘密」の該当性

上記承認請求は、「職務上の秘密」について尋問する場合に要求される場所、「職務上の秘密」とは、実質的な秘密（実質秘）をいうとされている（最高裁平成17年10月14日決定）。実質的な秘密であるためには、非公知性と保護の必要性によって判断される。

ところで、本件では大垣署の警察官とシーテック社の従業員とが行った情報交換の内容についてはシーテック社の従業員が議事録を作成しており、その内容がすでに新聞で報道されている。そうだとすると、上記議事録の内容はすでに公知の事実となっているから、これに関する事実は「職務上の秘密」として法的に保護する必要性を失ったと言わざるを得ない。本件の尋問事項はこの内容に関連するものであるから、県警本部長が承認拒絶をしたとしても、尋問事項の尋問が実施されて差し支えないものである。

3 民訴法191条2項の要件該当性

(1) 仮に、「職務上の秘密」に該当する余地があるとしても、本件承認拒絶は民訴法191条2項の要件に該当しないものである。

(2) 同項は、「前項の承認は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない」と規定する。ここで、「公共の利益を害するおそれがある場合」とは、「国の重大な利益を害する場合（刑訴144）に限られず、その開示により社会一般に損害をもたらす場合

も含まれる。ただし、公務員の有する情報は多かれ少なかれ公益にかかわるものであるから、それを「害するおそれ」は相当蓋然性が高い具体的なものである必要がある」（基本法コンメンタール民事訴訟法2第三版追補版184頁）と解されている。また、「公務遂行という行政手続への支障は「著しい」ものであることが必要であり、公共の利益を害するおそれがある場合よりもより限定的に解すべき」（同上）であると解されている。

このような観点から、本件の承認拒絶の要件該当性が判断される必要がある。

(3) まず、承認拒絶の【理由1】は、「組織内の人員数や人員構成、配置状況等組織体制」が明らかになると、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」と述べる。しかし、岐阜県警警備部及び大垣署警備課の組織体制はある程度公表もされており、それが明らかになったとして「公共の利益」を害し、「公務の遂行に著しい支障を生ずる」おそれがあるとは言えない。また、ここで述べられている「おそれ」は極めて漠然としたものであり、本件との関連性を主張するものになっていない。したがって、承認拒絶の理由となるものではない。

(4) 次に、承認拒絶の【理由2】は、警察による情報収集活動について述べるが、そこで述べられている「おそれ」も、本件との関連性を何ら主張するものではなく、極めて漠然としたものである。特に、「特定の事業者や相手方に対する情報収集の有無や方針、着眼点、その方法・手段などの詳細が明らかとなり、情報収集対象者やテロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを悪用したり、警察の情報収集活動を意図的に避けるといった対抗措置が講じられるだけでなく、それを逆手に取って不法行為を行うことも十分に考えられる」と結論付けているが、これが本件において、各原告についてどのように当てはまるのか具体的な主張は全くなされていない。

また、尋問事項のうち、本件情報交換に関するもの（証人阪上の⑯～㉓、証人横山の⑰～㉗、証人三輪の⑬～⑱）については、シーテック社作成の議事録

に記載され、一部は新聞報道もされているものであり、すでに公知の事実となっているものである。これに関連する尋問を行ったからといって、公共の利益が害されたり、公務の遂行に著しい支障を及ぼすことはありえない。

さらに、大垣署警備課の日常業務及び県警本部警備部・警察庁警備部との関係に関する尋問事項（証人阪上の③～⑮、証人横山の③～⑯、証人三輪の③～⑫）については、警察の内部手続に関するものではあるが、これを尋問することは警察活動の正当性を裏付けるものであって、「公務の遂行に著しい支障」が生ずることになるものではないし、「公務の遂行に著しい支障」について具体的な主張は何らなされていない。

したがって、【理由 2】も承認拒絶の理由となるものではない。

- (5) 以上の次第であるので、監督官庁のなした承認拒絶は民訴法 191 条 2 項の要件該当性がないのになされたものであって、適法な承認拒絶とはいえない。したがって、承認があったものとして証人尋問を実施し、具体的な尋問の中で証言拒絶の是非が判断されれば足りる。

4 証人尋問の必要性

本件において、原告らは、被告県に対して損害賠償請求と個人情報抹消請求を、被告国に対して個人情報抹消請求を行っているところ、シーテック社との情報交換に当たった大垣署警備課の警察官、これを指揮している岐阜県警警備第 1 課の警察官の尋問を実施しなくては、原告らの個人情報の収集、保管、利用、第三者提供の適法性・違法性を判断することはできない。原告らが掲げている尋問事項は、そのために必要不可欠な尋問事項であるから、監督官庁の承認拒絶にかかわらず、3名の現・元警察官の証人尋問を実施されるように強く求めるものである。

以上